

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書 (令和7年度)

令和8年9月

三重県



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョット」ちゃん

目 次

1. はじめに.....	P 1
2. 推進計画の概要.....	P 1
3. 令和7年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況…	P 5
(1)犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援.....	P 5
A 相談及び情報の提供.....	P 5
B 被害の早期回復・軽減のための支援.....	P 9
C 生活再建に対する支援.....	P 1 1
(2)犯罪被害者等を支える社会の形成の促進.....	P 1 1
A 総合的な支援体制の整備.....	P 1 1
B 犯罪被害者等への理解の促進.....	P 1 6
4. 令和7年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要.....	P 2 1
5. 数値目標の進捗状況.....	P 3 1
6. 令和7年度の実施結果の評価、残された課題.....	P 3 2
7. 令和8年度の実施方向.....	P 3 5

1. はじめに

県内の刑法犯認知件数は、令和4年から令和6年にかけて、3年連続して増加していましたが、令和7年度は減少しました。しかし、殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通死亡事故は、未だなくなっていない。

県が平成30年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

県では、こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に平成31年3月「三重県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和元年12月同条例に基づき、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定、令和6年3月には推進計画を改定し、現在第二期を迎えています。

本書は、令和7年度中の県関係部局（警察本部、教育委員会を含む）による犯罪被害者等支援施策の実施状況を取りまとめ、各施策の現状及び今後の方向性を確認することにより、推進計画の進捗状況を管理するとともに、県における犯罪被害者等支援施策の一層の進展を図るものです。

2. 推進計画の概要

（1）計画の期間（第二期）

令和6年度から令和8年度まで

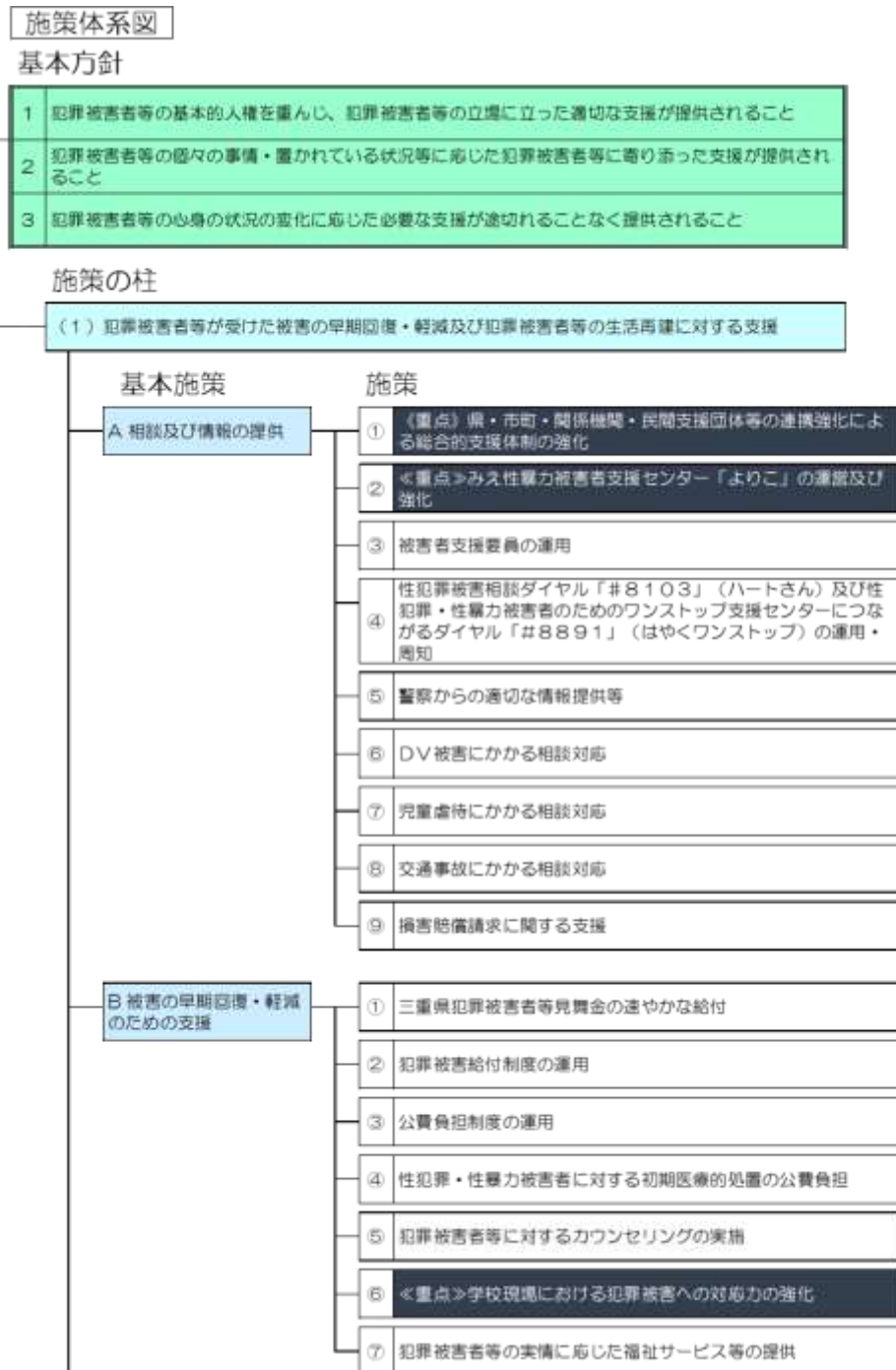
（2）基本方針

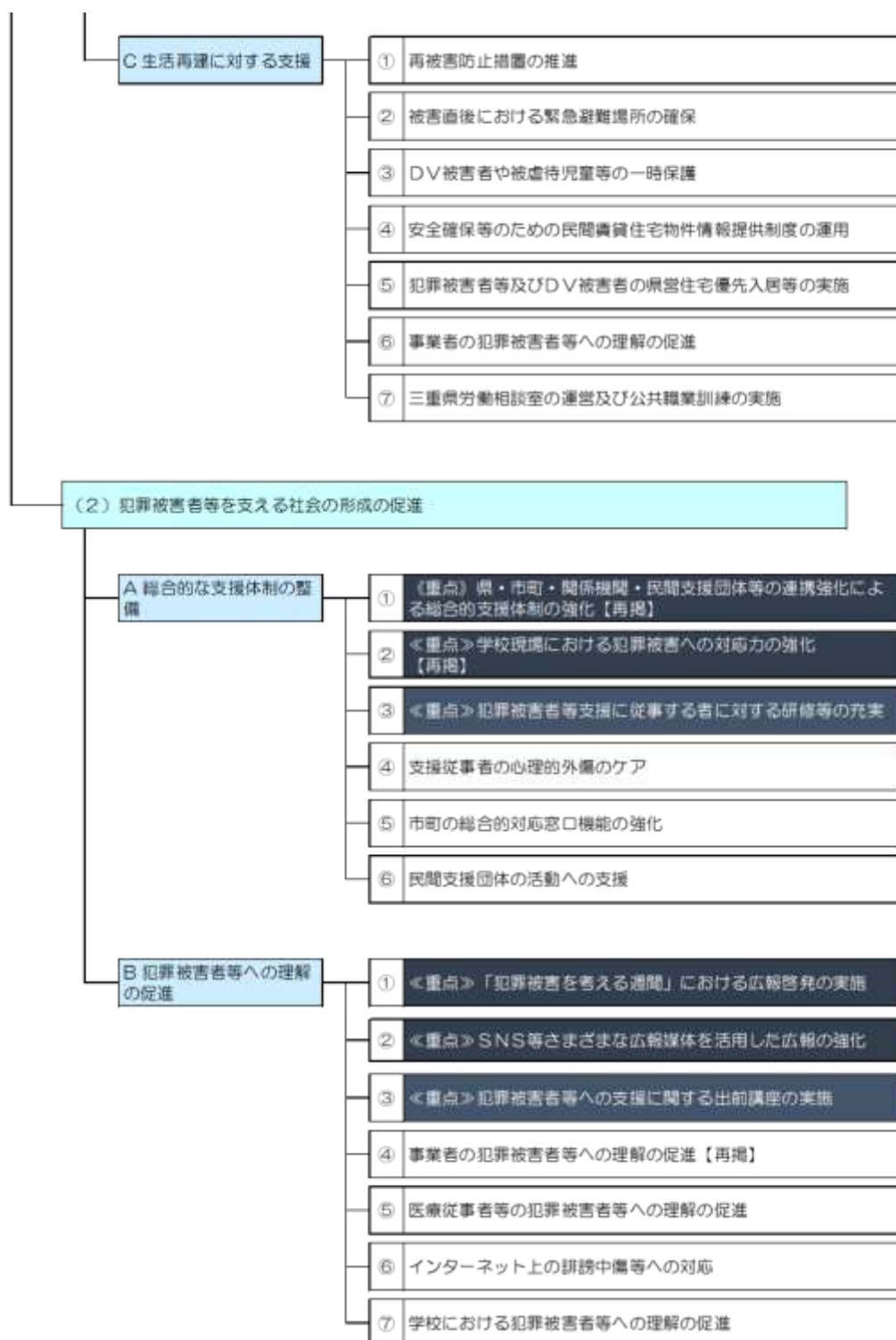
条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げています。

- ① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- ② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- ③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

(3) 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「基本施策」の下に各「施策」を整理しました。





(4) 進捗管理

推進計画では、年度ごとに各施策の実施状況を取りまとめ、有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」における意見聴取等により、進捗状況の点検、施策の改善を図ることとしています。

また、以下の数値目標を設け、犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断することとしています。

目標項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和8年度)	対応する基本施策
① 「犯罪被害者等が受ける二次被害」の認知度※1	83%	100%	・相談及び情報の提供 ・犯罪被害者等への理解の促進
② 犯罪被害者等支援施策集等作成市町数	21 市町	29 市町	・相談及び情報の提供 ・被害の早期回復・軽減のための支援 ・生活再建に対する支援 ・総合的な支援体制の整備
③ 「～性犯罪・性暴力をなくそう～よりこ出前講座」の受講者数（累計）	2,920 人	延べ 4,100 人	・相談及び情報の提供 ・被害の早期回復・軽減のための支援 ・総合的な支援体制の整備 ・犯罪被害者等への理解の促進

※1 県内の大学に通う大学生に対して実施したもの。

3. 令和7年度の主な犯罪被害者等支援施策の実施状況

令和7年度における主な施策の実施状況を推進計画の施策体系に沿ってまとめました。全施策の実施状況は、21ページから30ページに掲載しています。

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第15条 相談及び情報の提供

第18条 損害賠償請求に関する支援

① 《重点施策》県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化

i 「コーディネーター」の配置

犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うため、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに、総合的な支援体制の整備等に従事する「コーディネーター」を配置しました。

関係機関・団体間の相互連携の促進を図るため、市町等行政機関の職員に対する出前講座において、コーディネーターが講話等を実施し、犯罪被害者等支援従事者を育成しました。

ii 支援調整会議の開催

犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため関係機関・団体が集まり支援内容を協議する支援調整会議を開催しました。定期的な開催のほか、個別案件について、三重県、三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センター、市が集まり支援内容について検討しました。

iii 「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会の開催

県内を6ブロックに分けて、県、市町、警察、関係機関・団体が参加する勉強会・意見交換会を開催しました。

三重県、三重県警察本部、みえ犯罪被害者総合支援センターの3者が中心となり開催し、市町の担当者和その市町を管轄する警察署の担当者を中心に、三重弁護士会、三重県公認心理師会、法テラス三重地方事務所、津地方検察庁が参加し、放火殺人、性犯罪事例を素材として、被害者が相談

に来た場合のシミュレーション訓練やグループワークなどをしました。

各担当者の対応能力の向上だけでなく、担当者同士顔の見える関係の構築を図りました。

【開催結果概要】

ブロック	実施日	参加市町	参加者
伊賀	11月10日	伊賀市、名張市	9名
南勢志摩	11月11日	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、南伊勢町	17名
松阪	11月13日	松阪市、明和町	13名
東紀州	11月17日	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町	15名
鈴鹿、津	11月19日	鈴鹿市、亀山市、津市	16名
桑名、四日市	11月21日	いなべ市、四日市市、朝日町、川越町	14名

【開催状況 左：伊賀ブロック、右：東紀州ブロック】



② 《重点施策》みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化

i 相談受理状況

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への令和7年度の相談件数は638件（前年度603件、前年比+35件）となりました。

なお、相談方法では電話相談が394件（前年度295件、前年比+99件）と最多となっています。

一方、令和2年6月1日から開始した「DV被害者支援」、「妊娠SOS」、「性暴力被害者支援」合同のSNS相談のうち、「性暴力被害」に関する相談件数は127件（前年度150件、前年比-23件）で、若干減少しました。

被害者の潜在化を防ぐため、3分野合同のSNS相談窓口周知広報ステッカーを作成し、県内の全薬局のほか、自動車学校、県内医療機関（産婦人科）等に対して配布しました。

【3分野合同SNS相談実績】

相談機関	相談件数（前年度比）
D V	256 件（－18 件）
妊娠SOS	566 件（－75 件）
性暴力	127 件（－23 件）
合 計	949 件（－116 件）



【三重県 DV・妊娠 SOS・性暴力相談
広報用ステッカー】

ii 啓発カードを活用した「よりこ」の周知啓発

若年層の性犯罪・性暴力被害の潜在化を防止するため、SNS 相談の周知を充実させた「よりこ」啓発カードを作成し、県内すべての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種学校に配布しました。

【「よりこ」啓発カード】

～表面～



～裏面～



iii SANEの養成

誰にも相談できずにいる被害者を一人でも多く適切な支援に繋ぐために「よりこ」の支援体制の充実が求められています。

そのため、令和3年度に性暴力被害者に寄り添うことができる看護職の募集を行い、県内の医療機関から推薦された3名の看護師は、性暴力被害

者支援看護職（SANE※）の養成プログラムを受講しました。

そして、3名の受講者に加え、既にプログラムを受講済みの大学職員を「三重県性暴力被害者医療的支援推進員」として委嘱し、「よりこ」と連携した活動を行える体制を整えました。

令和7年度は、委嘱を受けたSANEが自身の所属する病院の職員に対し、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」等についてのチラシを作成し配布したほか、学会で活動報告や病院職員との意見交換会を行いました。

※SANE（Sexual Assault Nurse Examiner）とは、心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、女性の看護師・助産師・保健師です。

iv 「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定

県や市町、県民、学校、事業者など社会が一体となって、性暴力被害者やその家族への更なる支援の充実と性暴力の根絶をめざすため、弁護士や学識経験者、性暴力被害当事者などで構成する有識者会議を開催するなど条例制定に向けた検討を進め、性暴力根絶を趣旨とするものとしては全国で3例目となる「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を令和7年10月27日に公布、施行しました。

v リーフレットを活用した「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の周知啓発

条例制定を広く県民に周知するため、リーフレット及びチラシを作成し、県内すべての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種学校及び商工団体、警察に配布しました。

⑨ 損害賠償請求に関する支援

i 三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度の運用

犯罪被害者等が加害者に賠償を求め、裁判等で損害賠償命令が確定しても、加害者に資産がない等の理由で支払いを受けられず、さらに時効のため加害者への請求権を失ってしまうことが問題となっています。

そこで、三重県では、令和6年4月より時効による加害者への損害賠償請求権の消滅を防ぐため、時効更新手続きに要する費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度を制定しました（令和6年4月1日から施行）。

令和7年度は1件の給付を行いました。

※ 対象となる費用…裁判所に対して支払う手数料等、
委任した弁護士に対して支払う費用

ii 三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続 費用助成金制度の制定

犯罪被害者等が加害者に賠償を求め、裁判等で損害賠償命令が確定しても、加害者が不協力で支払いに応じないことが問題となっています。

そこで、三重県では、加害者への損害賠償請求権の実効性を高めるため、加害者の財産の所在を明らかにするための手続に要する費用の一部を補助し、経済的負担を軽減するための三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金制度を制定しました（令和7年4月1日から施行）。

※ 対象となる費用…裁判所に対して支払う手数料

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第16条 経済的負担の軽減

第17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

① 三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付

i 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負った若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者ご本人に見舞金を給付しました。

令和7年度は、合計10件、330万円の見舞金の給付を行いました。

申請手続きの援助をみえ犯罪被害者総合支援センターへ委託して、被害者の負担軽減を図るとともに、速やかな給付を行いました。

【令和7年度見舞金給付実績】

見舞金の種別	給付件数、給付額（前年）
遺族見舞金	4件、240万円（1件、60万円）
重傷病見舞金	4件、80万円（4件、80万円）
精神療養見舞金	2件、10万円（8件、40万円）
合 計	10件、330万円（13件、180万円）

④ 性犯罪・性暴力被害者に対する初期的医療処置の公費負担

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」で相談を受けた性犯罪・性暴力被害者に対して、適切な医療的処置が受けられるようにするとともに、緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の公費負担ができるよう、連携・協力病院の整備を行いました。

令和7年度には、新たに産婦人科が1病院、泌尿器科が3病院加わり、連携・協力病院（産婦人科・泌尿器科・精神科）は29病院（うち男性被害

者が受診できる連携・協力病院は9病院）となりました。

～連携・協力病院に対する協力依頼事項～

1 産婦人科

① 診察、処置

- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）
- 緊急避妊措置（緊急避妊薬の処方、膈内洗浄）

② 医療費の請求

- 医療費の公費支出に伴う請求事務

③ 患者への配慮

- 待機場所の確保（他の患者の目に触れることのない待機場所の確保）
- 病院内出入口付近の配慮（他の患者の目に触れることのない出入口の配慮）
- 診療時間の対応（他の患者の目に触れないよう診療時間を変えるなどの対応又は休日、夜間における緊急対応）

2 泌尿器科

① 診察、処置

- 外傷等の診察、処置（肛門や尿道への挿入（陰茎、異物等）による外傷、陰茎や睾丸の傷等）
- 性感染症検査（HIV、B型肝炎、梅毒、クラミジア、淋病、その他医師が必要と認める性感染症検査）

② 医療費の請求

③ 患者への配慮 いずれも上記に同じ

3 精神科

① 診察、処置

- 患者の診察

② 医療費の請求

③ 患者への配慮 いずれも上記に同じ

⑦ 犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供

犯罪被害者等の相談に対して適切な情報提供を行うため、県が実施主体等となる事業のうち、支援に役立つ事業を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察、市町等関係機関・団体に配布しました。

また、犯罪被害者等が被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」をみえ犯罪被害者総合支援センター、警察で配布しました。

C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

④ 安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用

令和 2 年 7 月、「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」を締結しました。犯罪被害者等が犯罪被害や二次被害・再被害防止のために、一時的に転居が必要となった際の安全な居住先の確保と、仲介手数料の免除による経済的負担の軽減を図り、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援に取り組んでいます。

※ 支援の概要…希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供、
入居契約時における仲介手数料の免除

⑥ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進

事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくための事業者向けパンフレットを作成し、イベント等で配布しました。

また、令和 7 年 9 月、令和 8 年 2 月に開催した「三重県犯罪被害者等支援研修会」に事業者の方々に参加いただき、犯罪被害者等支援について理解の促進を図りました。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

① 《重点施策》県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化

i 推進計画策定に向けた検討

「三重県犯罪被害者等支援条例」および「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を総合的かつ効果的に推進するため、三重県内における性暴力の実態に関する調査を行うとともに、弁護士や学識経験者、性暴力被害当事者などで構成する有識者会議を設置するなど、両条例に基づく推進計画の策定に向けて検討を進めました。

③ 《重点施策》犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実

令和7月9月及び令和8年2月に、犯罪被害者等支援従事者を対象とした「三重県犯罪被害者等支援研修会」を開催しました。

研修会では、犯罪被害者等支援に携わる公認心理師による講演や、交通事故被害者遺族による講演を実施し、支援従事者の資質向上を図りました。

【開催結果概要（三重県犯罪被害者等支援研修会）】

実施回	実施日・場所	講師	参加者
第1回	9月19日 (金) 三重県庁講堂 (津市)	【講演】 ・ みえ犯罪被害者総合支援 センター副理事長 仲 律子 氏 演題「被害者に対する支援 の在り方について」 ・ 三重県くらし・交通安全課 演題「三重県における犯罪 被害者等支援の取組につ いて」	39人 県職員、市町職員、 警察官、支援センタ ー職員、女性相談支 援センター職員、教 育関係者、海上保安 官 等
第2回	2月18日 (水) 三重県吉田山 会館（津市）	【講演】 ・ いのちの言葉プロジェク ト 代表 鷲見 三重子 氏 演題「いのちの灯りを灯し て」 ・ 三重県くらし・交通安全課 演題「三重県性暴力の根絶 をめざす条例について」	51人 県職員、市町職員、 警察官、検察官、支 援センター相談員 等

【開催状況 左：第1回、右：第2回】



⑤ 市町の総合的対応窓口機能の強化支援

i 「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用

市町担当者の多くが実際に犯罪被害者等支援を行った経験がなく、支援にかかるノウハウの蓄積は市町によって異なり、加えて、人事異動等により、担当者が替わる度に担当者個々の対応力によって、支援方法や支援内容に差が生じます。

市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするため、令和2年度に、犯罪被害者等支援のマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」を、市町やみえ犯罪被害者総合支援センター、三重弁護士会、津地方検察庁等関係機関・団体等に配布しました。

令和7年度には、「犯罪被害者等支援」ブロック別勉強会・意見交換会のグループワーク等で同ハンドブックを活用し、窓口担当者のハンドブック活用を促しました。

【三重県犯罪被害者等支援ハンドブック】



ii 市町版「犯罪被害者等支援施策集」等の作成支援

犯罪被害者等支援施策集は、自治体が実施主体となっているものや、他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業を取りまとめたものです。

市町における関係課との連携体制の構築、支援施策の把握及び適切な情報提供に資するため、市町内の犯罪被害者等支援施策をとりまとめた市町版「犯罪被害者等支援施策集」についてひな形を作成し、施策集未作成の市町に配布して作成を促しています。

また、コーディネーターとともに、各種会議や勉強会等を通じて、犯罪被害者等支援体制整備について助言や意見交換を行うとともに、施策集作成の重要性について説明し、継続して支援を充実させていくよう働きかけました。

現状、施策集等の作成は 23 市町、窓口等一覧の作成は 25 市町となっています。

iv 市町における犯罪被害者等支援条例の制定、支援内容の充実

市町における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、各市町に対し、犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について情報提供を行いました。

その結果、令和 7 年 6 月に名張市、7 月に松阪市が条例を施行し、県内すべての市町で条例が制定されました。

○市町における条例施行状況（令和 8 年 4 月 1 日時点）

市町名	施行月日	支援事業
津市	令和 4 年 4 月 1 日	・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事援助、食事宅配、一時保育、通訳、転居、家賃、特殊清掃、カウンセリング）
四日市市	令和元年 10 月 4 日	・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃） ・ カウンセリングの提供 ・ 市営住宅入居の特別配慮
伊勢市	令和 3 年 4 月 1 日	・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃） ・ 市営住宅入居の特別配慮
松阪市	令和 7 年 7 月 1 日	・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 助成金（家事援助、食事宅配、一時保育、転居、家賃、特殊清掃）
桑名市	令和 2 年 9 月 30 日	・ 支援金（遺児 30 万円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃、真相究明活動） ・ 市営住宅入居の特別配慮
鈴鹿市	令和 3 年 4 月 1 日	・ 支援金（遺族 30 万円、重傷病 10 万円、精神療養 2 万 5,000 円） ・ 市営住宅入居の特別配慮

市町名	施行月日	支援事業
名張市	令和7年6月30日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
尾鷲市	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 市営住宅入居の特別配慮
亀山市	令和3年7月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病等10万円） ・ 助成金（家事援助、食事宅配、一時保育、転居、家賃、特殊清掃） ・ カウンセリングの提供
鳥羽市	令和4年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃）
熊野市	令和6年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
いなべ市	令和2年10月1日	
志摩市	令和4年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 助成金（家事援助、一時保育、転居、家賃） ・ 市営住宅入居の特別配慮
伊賀市	令和4年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
木曽岬町	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
東員町	令和4年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円）
菰野町	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
朝日町	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）・
川越町	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
多気町	令和2年9月25日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
明和町	令和2年7月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
大台町	令和4年6月22日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
玉城町	令和4年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 市営住宅入居の特別配慮
度会町	令和2年9月18日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
大紀町	令和2年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 市営住宅入居の特別配慮
南伊勢町	令和2年12月18日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円） ・ 市営住宅入居の特別配慮
紀北町	令和3年4月1日	・ 支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）

市町名	施行月日	支援事業
御浜町	令和7年4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）
紀宝町	令和7年4月1日	・支援金（遺族30万円、重傷病10万円、精神療養2万5,000円）

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第22条 県民の理解の促進

第23条 学校における教育の促進

① 《重点施策》「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施

i 啓発イベントの実施及び「犯罪被害を考える県民の集い」の開催

社会全体で犯罪被害者等を支えていくという気運の醸成と犯罪被害者等支援に対する県民や事業者の理解促進を図るため、三重県犯罪被害者等支援条例では「犯罪被害を考える週間（11月25日から12月1日まで）」を定めています。

令和7年11月16日にイオンモール津南店、11月22日にイオンタウン伊勢ララパーク店において、広報啓発イベントを開催しました。

犯罪被害者等支援に関するパネル展示と啓発物品の配布を行い、来店客に広く周知するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深められるイベントにしました。

【啓発の実施状況 左：イオンモール津南店、右：イオンタウン伊勢ララパーク店】



また、令和8年2月28日（土）には、鈴鹿市、三重県警察、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの共催で、「犯罪被害を考える県民の集い～三重県性暴力の根絶をめざす条例制定キックオフイベント～」を開催しました。

【犯罪被害を考える県民の集い 開催状況】



【犯罪被害を考える県民の集い フロア展示状況】



【犯罪被害を考える県民の集い 開催概要】

開催日時・場所	プログラム	参加者
2月28日(土) 10:00~16:00 ハヤシユナイ テッド文化ホ ール鈴鹿 (鈴鹿市)	【主催者挨拶】 三重県知事 一見 勝之 三重県警察本部長 敦澤 洋司 鈴鹿市長 末松 則子 【講演】 「交通事故と被害者支援～ひとりじゃない～」 犯罪被害者ご遺族 松永 拓也 氏 【三重県性暴力の根絶をめざす条例制定キック オフイベントトークショー】 「みんなで考える性のこと 安心して暮らせる社 会へ～刑法改正と三重県の条例から見えること ～」 タレント SHELLY (シェリー) 氏 【犯罪被害者等を支える社会づくりを呼びかけ	400人

	る啓発イベント】 出演者 三重県警察音楽隊 【閉会挨拶】 （公社）みえ犯罪被害者総合支援センター 理事長 村本 淳子 氏 【同時開催】 いのちの灯り展、生命のメッセージ展 in 三重、 「三重県交通遺児を励ます会」ミニブース設置	
--	--	--

【犯罪被害を考える県民の集い 広報用チラシ】



② 《重点施策》SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化

広く犯罪被害者等支援の気運を醸成するため、県民が犯罪被害者等支援に触れる機会を増やし、犯罪被害者等支援について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機を増やすことが必要です。

また、広く県民に犯罪被害者等支援について啓発するため、令和7年9月8日～9月12日には県民ホール、令和7年12月には三重県立図書館において広報啓発を行いました。

犯罪被害者等支援に関する展示や、県内で活動する自助グループの活動を紹介する等、来館者に支援の必要性について理解を深められる展示を実施しました。

【啓発の実施状況 左：県民ホール、右：県立図書館】



さらに、令和 7 年 10 月 25 日には三重刑務所矯正展において犯罪被害者等支援広報啓発ブースを設置し、来場者に支援の必要性について理解を深められる展示を実施しました。

また、SNS（X、Instagram）、テレビ、ラジオ等を通じて、広報啓発イベントや「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」について情報を発信しました。

三重県性暴力の根絶をめざす条例制定キックオフイベントについて、YouTube でライブ配信をしたほか、1 ヶ月間アーカイブ配信を行いました。

③ 犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施

「犯罪被害にあわれた方やご家族等に寄り添い、温かく支え合う地域社会の実現」には、多くの機関・団体等の皆様に、支援の必要性等について正しく理解していただくことが重要です。

県職員が市役所へ赴き、三重県犯罪被害者等支援条例、犯罪被害者等支援の必要性、社会全体で支援するための必要な取組や活動等について事例を交えて説明をする出前講座を 3 回実施しました。

【開催概要】

実施日	実施先	参加者
10 月 7 日	亀山市役所	18 人
10 月 22 日	津市役所	12 人
2 月 12 日	伊勢市役所	30 人

【出前講座の実施状況 左：津市役所、右：亀山市役所】



③ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進

医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な医療を提供していただくためのパンフレットをよりこ出前講座を受講した看護大学生に配布し、犯罪被害者等支援について理解の促進を図りました。

4. 令和7年度の犯罪被害者等支援施策実施結果概要

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	《重点施策》 ①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的な支援体制の強化	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、関係機関・団体が集まり支援調整会議を開催しました。 (新規) ○県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加する意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
			○犯罪被害者等への途切れることのない支援を行うため、警察からの事件送致時に（公社）みえ犯罪被害者総合支援センターの利用状況を検察庁に連絡することで、関係機関等との相互連携を促進しました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部
		《重点施策》 ②みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化	○性暴力・性犯罪被害者専門相談窓口として「よりこ」を運営し、関係機関と連携し、ワンストップ支援を実施しました。 ・相談件数：638件（前年度：603件、+35件） ・研修会：25回（前年度：12回、+13回） ・直接支援件数：79件 (前年度：83件、+4件) ○若年層に対する「よりこ」の周知及び性暴力被害防止啓発として、県内全ての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種学校に対して啓発カードを配布しました。 (新規) ○性暴力被害者やその家族への更なる支援の充実と性暴力の根絶をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。 (新規)	環境生活部

施策 の柱	基本 施策	施策名	事業内容	主担 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	③被害者支援要員の運用	○犯罪被害者等の精神的な負担の軽減を図るため、被害者支援要員を指定し、病院等への付添い、各種制度の説明、関係機関の紹介等の支援活動を行いました。 ・運用件数（年中）：263件 （前年：304件、－41件）	警察本部
		④性犯罪被害相談ダイヤル「#8103」(ハートさん)及び性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながるダイヤル「#8891」(はやくワンストップ)の運用・周知	○性犯罪被害相談電話「#8103」を運用し、24時間体制で、性犯罪被害に関する相談に対応しました。 ・相談受理件数：51件 （前年度：64件、－13件） ○啓発キャラクター「ハートくん」を用いた広報動画を作成し、各種イベントにおける啓発物品の配布や、各種SNSへの掲載などにより、幅広い年齢層に周知しました。 （新規）	警察本部
			○性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながる電話「#8891」を運用し、県内全ての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種学校に対して啓発カードを配布し周知しました。 （新規）	環境生活部
		⑤警察からの適切な情報提供等	○対象事件の犯罪被害者等に対し、随時、捜査状況等の情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施） ○刑事手続や関係機関・団体の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に配布し情報提供を行いました。 （前年度：同様の施策を実施）	警察本部
		⑥DV被害にかかる相談対応	○女性相談支援センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、関係機関と連携し、総合的な支援を実施するとともに、心理判定員や精神科医師などの専門職員による心のケアも実施しました。 ・相談件数：413件 （前年度：328件、＋85件）	子ども・福祉部

施策 の柱	基本 施策	施策名	事業内容	主担 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	A 相談及び情報の提供	⑦児童虐待にかかる相談対応	○児童相談所において、児童虐待をはじめとする養護相談等に応じるとともに、一時保護を行いました。 ・児童虐待相談対応件数：1,987 件（速報値） （前年度：2,051 件、－64 件）	子ども・福祉部
		⑧交通事故にかかる相談対応	○交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者の本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。 ・相談件数：69 件 （前年度：109 件、－40 件）	環境生活部
		⑨損害賠償請求に関する支援	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」給付しました。 ・給付件数：1 件 （前年度：0 件、＋1 件） ○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情取得手続費用助成金制度」を制定しました。	環境生活部
	B 被害の早期回復・軽減のための支援	①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	○犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を、犯罪被害者等に給付しました。 ・遺族見舞金：4 件、240 万円 （前年度：1 件、＋3 件） ・重症病見舞金：4 件、80 万円 （前年度：4 件、±0 件） ・精神療養見舞金：2 件、10 万円 （前年度：8 件、－6 件）	環境生活部
		②犯罪被害給付制度の運用	○給付の対象となる犯罪被害者等に対し、制度の内容や手続について十分に教示するとともに、申請受理や裁定事務をできる限り速やかに行うよう努めました。 ・受理：5 件 （前年度 7 件、－2 件） ・裁定：6 件 （前年度 3 件、＋3 件）	警察本部
		③公費負担制度の運用	○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため犯罪被害に係る医療費等の一部を公費で負担しました。 ・公費支出件数：60 件 （前年度 63 件、－3 件）	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	B 被害の早期回復・軽減のための支援	④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	○性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置費用を公費で支出し、経済的・精神的負担の軽減を図りました。 ・公費支出：18件 (前年度10件、+8件)	環境生活部
		⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	○犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図るため、臨床心理士の資格を有する職員がカウンセリングを実施しました。 ・カウンセリング回数：143回 (前年度214回、-71回)	警察本部
		《重点施策》 ⑥学校現場における犯罪被害への対応力の強化	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○必要に応じて、外部の支援機関や医療機関など犯罪被害にあった児童生徒を支援できる機関につなぐため、学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。 (前年度：同様の施策を実施)	教育委員会
		⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	○県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、県庁内各部局、警察本部、市町等関係機関・団体に配布しました。 ・作成部数：270部 (前年度270部、±0部) ○被害後の記憶・記録を書き込むことで、心や記憶、望む支援や必要な支援を整理して、途切れのない支援を円滑に受けてもらうためのノート「灯り」を配布しました。 ・活用実績：5冊 (前年度15冊、-10冊)	環境生活部 他
	C 生活再建に対する支援	①再被害防止措置の推進	○再被害のおそれの大きい犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定してその要望を把握するとともに、関係機関と連携して、再被害防止に資する関連情報の継続的な教示、防犯指導等を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当 当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	②被害直後における緊急避難場所の確保	○犯罪行為の現場になるなどして、自宅での居住が困難となった犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、一時避難に伴う宿泊費を公費で負担しました。 ・運用件数：7件 (前年度7件、±0件)	警察本部
		③DV被害者や被虐待児童の一時保護	○女性相談支援センターにおいて一時保護を実施するとともに、母子生活支援施設等へ一時保護を委託しました。 ・一時保護実施人数：実人員42名(本人) (前年度45名、-3名) 同伴児童：24名 (前年度43名、-19名) ○児童相談所において一時保護を実施するとともに、児童養護施設等へ一時保護を委託しました。 ・児童虐待を事由とする一時保護実施人数：491名(速報値) (前年度：507名、-16名)	子ども・福祉部
		④安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用	○「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」及び「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」と「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」に基づき、犯罪被害者等の居住の安定を図りました。 ・利用実績：0件 (前年度：0件、±0件)	環境生活部
		⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先入居等の実施	○犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度について、同制度の適切な運用に努めました。 ・利用実績：0件 (前年度：0件、0件)	県土整備部
		⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットをイベント等で配布しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援	C 生活再建に対する支援	⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	【労働相談室】 ○労働者や事業主から労働問題に関する相談があった場合、その内容に応じて関係機関や支援制度等の情報提供を行っています。 (前年度：同様の施策を実施) 【公共職業訓練】 ○離職された方の早期の再就職を支援するため、職業訓練の機会を提供しました。 (前年度：同様の施策を実施)	雇用経済部
	A 総合的な支援体制の整備	《重点施策》 ①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的な支援体制の強化 【再掲】	○犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を行うための「コーディネーター」を配置し、関係機関・団体間の相互連携の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、関係機関・団体が集まり支援調整会議を開催しました。 (新規) ○県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体が参加した意見交換会を開催し、顔の見える関係の構築及び各担当者の対応力の向上を図りました。 ・開催状況：6ブロック (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		《重点施策》 ②学校現場における犯罪被害への対応力の強化 【再掲】	○犯罪被害にあった児童生徒の心のケアを行うためにスクールカウンセラーを緊急派遣するなどして対応しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○必要に応じて、外部の支援機関や医療機関など犯罪被害にあった児童生徒を支援できる機関につなぐため、学校にスクールソーシャルワーカーを配置しました。 (前年度：同様の施策を実施)	教育委員会

施策 の柱	基本 施策	施策名	事業内容	主担 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	《重点施策》 ③犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の充実	○犯罪被害者等支援従事者を対象に、研修会を2回開催し、支援従事者の資質の向上と関係機関・団体の顔の見える関係の構築を図りました。 ・第1回：講師…みえ犯罪被害者総合支援センター 副理事長 仲 律子 氏 参加者…39名 ・第2回：講師…いのちの言葉プロジェクト 代表 鷲見 三重子 氏 参加者…51名 (前年度：同様の施策を実施) ○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援従事者に対し、代理受傷を防止するための研修・ケース会議を開催しました。 ・受傷対策実施回数:10回 (前年度：10回、+1回)	環境生活部
			○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象に、研修会等を3回開催し、効果的な犯罪被害者等支援活動の推進及び関係機関・団体との連携強化を図りました。 ・被害者支援担当者研修会 講師…弁護士 伊藤 正朗氏 参加者…39名 ・三重県犯罪被害者支援連絡協議会実務担当者会議 講師…交通事故被害者遺族 中江 美則氏 弁護士 伊藤 正朗氏 参加者…37名 ・犯罪被害者等支援者講演会 講師…国立大学法人三重大学 保健管理センター教授 金井 講治氏 参加者…21名 (前年度：同様の施策を実施)	警察本部

施策 の柱	基本 施策	施策名	事業内容	担当 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	A 総合的な支援体制の整備	④支援従事者の心理的外傷のケア	○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」相談員を対象に代理受傷等に関する研修を行いました。 【環境生活部】 ・実施回数：25回 (前年度：12回、+13回) ○犯罪被害者等支援に従事する警察職員を対象とした代理受傷に関する教養、研修会等を行いました。【警察本部】 ・実施回数：12回 (前年度13回、-1回)	環境生活部・警察本部
		⑤市町の総合的対応窓口機能の強化	○市町の「窓口一覧表」及び「犯罪被害者等支援施策集等」について、ひな形の作成や各種会議や勉強会で活用方法の紹介等を行い作成を支援しました。 ・犯罪被害者等支援施策集等作成市町数：23市町 (前年度：23市町、±0市町)	環境生活部
		⑥民間支援団体の活動への支援	○三重県立図書館、三重県民ホールにおいて、県内で活動する自助グループとコラボして犯罪被害者等支援に関する展示を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ①「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施	○2月28日、ハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿において「犯罪被害を考える県民の集い～三重県性暴力の根絶をめざす条例制定キックオフイベント～」を開催しました。【環境生活部・警察本部】 ・講演：犯罪被害者ご遺族 松永 拓也氏 ・犯罪被害者支援演奏会 三重県警察音楽隊 ・トークショー：タレント SHELLY 氏 ・来場者数：400名 (前年度：同様の施策を実施) ○「犯罪被害を考える週間」中、県庁、県地域機関、市町役場、警察署等においてパネル、ポスター等展示を行ったほか、県内のショッピングモールで広報啓発イベントを実施しました。 (前年度：同様の施策を実施) ○11月16日、イオンモール津南店において、関係機関団体と連携して「犯罪被害を考える週間」啓発イベントを行い、啓発キャラクター「ハートくん」を用いた啓発物品を配布し周知しました。【警察本部】 (新規)	環境生活部・警察本部

施策 の柱	基本 施策	施策名	事業内容	主担 当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	《重点施策》 ② SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化	○県民ホール等で展示パネル等による広報啓発を実施したほか、SNS、テレビ、ラジオ等を通じてイベントや「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」、三重県性暴力の根絶をめざす条例についての情報を発信しました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		《重点施策》 ③ 犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施	○出前講座を実施し、条例の周知及び犯罪被害者等支援の必要性や具体的支援要領について事例検討を交えて説明しました。 ・実施回数：3回 (前年度2回、+1回) ・参加者：60名(延べ) (前年度：55名、+5名) ○学校・自治会等において出前講座を実施し「よりこ」の周知及び性暴力被害の潜在化防止を図りました。 ・実施回数：6回 (前年度4回、+2回) ・参加者：667人(延べ) (前年度：497人、+170人)	環境生活部
		④ 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 【再掲】	○事業者の方々に、犯罪被害に遭った従業員の雇用継続、休暇取得への配慮、職場における二次被害の防止等について理解を深めていただくため、事業者向けのパンフレットを配布し、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施) ○事業者の方々に、「三重県犯罪被害者等支援研修会」に参加いただき、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		⑤ 医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	○医療従事者の方々に、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防ぐための配慮や犯罪被害者等の心身の状況等に応じた適切な医療を提供していただくための医療従事者向けパンフレットを配布し、理解の促進を図りました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部

施策の柱	基本施策	施策名	事業内容	担当部
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	B 犯罪被害者等への理解の促進	⑥インターネット上の誹謗中傷等への対応	○総務省、法務省に対し、インターネット上における犯罪被害者等に対する誹謗中傷に対する法整備を含めた早急な対応を求める提言を行いました。 (前年度：同様の施策を実施)	環境生活部
		⑦学校における犯罪被害者等への理解の促進	○犯罪被害者の人権に係る問題を解決するための学習がさまざまな教科や特別活動等で行われるよう、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料等の周知及び活用促進を図りました。 ・学習を行った小、中、県立学校：148校	教育委員会
			○犯罪被害者等の現状や、命の大切さの理解、規範意識の向上を図るため、中学、高校生等を対象に、犯罪被害者ご遺族による講演を行いました。 ・実施回数：15回 (前年度13回、+2回) ・参加者：4,381人 (前年度：4,096人、+285人)	警察本部

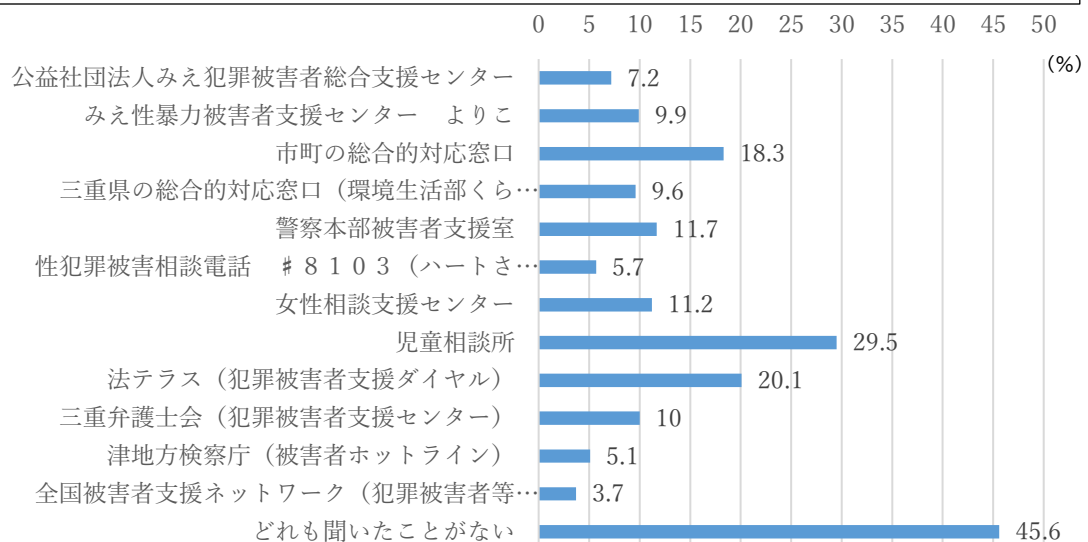
5. 数値目標の進捗状況

数値目標の進捗状況は以下のとおりでした。

目標項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標値 (令和8年度)
① 「犯罪被害者等 が受ける二次被 害」の認知度	83%	88%	84%	100%
② 犯罪被害者等支 援施策集等作成 市町数	21 市町	23 市町	23 市町	29 市町
③ 「～性犯罪・性 暴力をなくそう ～よりこ出前講 座」の受講者数 (累計)	2,920 人	3,311 人	4,084 人	延べ 4,100 人

【参考】「三重県 e-モニターアンケート」(R7.7/16～7/22) 抜粋

Q7 あなたが知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。当てはまるものをすべて選択してください。(複数回答可) 今回調査:n=1000 人 前回調査:n=1000 人



6. 令和7年度の取組結果の評価、残された課題

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

ブロック別に市町との意見交換会を、関係機関・団体にも参加いただきながら開催（6ブロック、延べ84人参加）しましたが、引き続き、各市町と関係団体・機関の相互連携強化のため、今後も、継続して同様の取組を進め、お互いに顔の見える関係を構築する必要があります。また、市町の実務担当者からは対応実例が少ないことから生じる不安の声が上がっていることから、今後も、担当者向けの実践的な研修の開催や、好事例等の情報提供、施策集作成の援助など、対応力の向上に向けた取組が必要です。

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」については、令和7年度の相談件数は638件（前年度+35件）となり、依然として多くの相談が寄せられており、性犯罪・性暴力被害に対する相談・支援ニーズが高いことが分かります。また、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性被害を取り残さないため、「よりこ」とその支援内容の周知については、これまでの広報活動に加え、県内全ての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種学校に対して、啓発カードを配布しました。引き続き、広報活動を進めるとともに、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化を速やかに進めていく必要があります。

なお、医療機関との連携については、新たに産婦人科1病院、泌尿器科3病院が加わり、現在29病院（男性受診可能9病院）となりました。今後もさらなる連携・協力病院の拡充に取り組むとともに、急性期に対応できる病院の確保、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保を進める必要があります。

性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる人権侵害であり、決して許されるものではありません。性暴力は、ひとたび発生すれば、被害者の心に深い傷を負わせ、その回復には長い年月を要します。そのため、性暴力被害者等への更なる支援の充実とともに、県と市町、県民や学校をはじめとした様々な主体が一体となって性暴力の根絶をめざすため、令和7年10月、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。また、条例の周知のため、リーフレットを作成し、県内すべての幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・専修学校、短期大学・大学、フリースクール、各種

学校及び商工団体、警察に配布したほか、イベント等においても配布しました。今後も、条例を周知し、条例の趣旨を踏まえ、性暴力の根絶に向けた気運の醸成を図る必要があります。

損害賠償請求に関する支援については、三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度を令和6年4月1日から施行し、1件支給しました。また、三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金制度を令和7年4月1日に施行しました。これらの制度について、引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者等が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

B 被害の早期回復・軽減のための支援

三重県犯罪被害者等見舞金として10件330万円を支給しました。今後も、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、見舞金を必要としているすべての被害者が見舞金を受け取れるよう制度周知を図っていく必要があります。

支援に役立つツールとして、令和3年度に作成した被害後の心や記憶の整理、望む支援を円滑に受けてもらうための被害者のためのノート「灯り」や、支援従事者の対応力の底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の積極的な活用を、会議・研修会等の機会を通じて働きかけました。しかし、活用実績が低いことから、様々な機会を通じて、支援従事者に対して積極的な「灯り」の配布やハンドブックの活用を呼び掛ける必要があります。

C 生活再建に対する支援

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」締結後、令和7年度中の利用は0件に留まりました。引き続き、希望があれば速やかに対応できる体制を整えておくとともに、必要とする被害者が利用できるよう制度周知を図っていく必要があります。

犯罪被害者等に対する事業者のさらなる理解を促進させるため、令和7年度以降も、取組を説明する機会や作成したパンフレットを配布する機会を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発を進め、事業者との連携を強化し、犯罪被害者に対する勤務変更や仕事内容への配慮等の取組を進める必要があります。

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

令和7年度に、名張市、松阪市が条例を制定したことにより、県内全29市町に条例が制定され、支援のベースは整いました。しかし、その支援内容を見ると、市町によって差が生じていることから、被害者の方やそのご家族、ご遺族の方が、その心情に寄り添った多様な支援を、地域による不均衡なく受けられるよう、支援内容充実に向けた働きかけを行う必要があります。

市町における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立に向けて、全市町で策定を目指している「市町版『犯罪被害者等支援施策集』等」の作成については、令和7年度末で23市町にとどまっていることから、全市町での策定に向けて働きかけを継続していく必要があります。

さらに、犯罪被害者等への情報提供の充実をさらに進める必要があることから、市町窓口で配布する「相談窓口一覧」の作成や、市町窓口を周知するため、各市町のホームページの整備促進、対応窓口や犯罪被害者支援に関する情報を掲載するよう、働きかける必要があります。

民間支援団体の活動への支援として、県内で活動する自助グループの活動を県ホームページで紹介しているほか、県民ホールや県立図書館において、活動紹介等の展示を行いました。支援に関する理解を広げるためにも、引き続き、展示機会等を設け、活動の支援に取り組む必要があります。

B 犯罪被害者等への理解の促進

県による「犯罪被害を考える集い」の開催や、「犯罪被害を考える週間」での啓発事業、「出前講座」を通じた取組のほか、市町での犯罪被害者等への理解促進に向けた広報も拡大しつつあるところですが、「みえ犯罪被害者総合支援センター」や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度は依然として低く、支援に対する理解の促進が必要と考えられます。引き続き、学校・事業所等に対する出前講座やSNS等さまざまな媒体を利用した広報等、より多くの県民に、犯罪被害者等が置かれている立場や状況、支援の必要性について知っていただく機会を提供していくことが必要です。

7. 令和8年度の取組方向

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

- ブロック別意見交換会を開催し、総合的支援体制を構築するため各関係機関・団体の役割分担を明確にし、関係機関・団体との連携を強化します。また、市町担当者会議、研修会を通じて、実践的研修、好事例の情報提供等を行い、市町支援従事者のスキルアップ、不安解消を図ります。
- 総合的な支援体制の強化を進めるため、市町及び関係機関・団体を巻き込んだ会議や研修会の開催等を通じて、顔の見える関係を構築するとともに支援従事者のスキルアップを図ります。

【①県・市町・関係機関・民間支援団体等の連携強化による総合的支援体制の強化】

- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」による相談・支援に対するニーズが高まり、相談者の低年齢化が進んでいることから、潜在化しやすい性犯罪被害者を取り残さないため、若年層向けの広報を行う等さらに効果的なよりこに関する周知・啓発に努め、相談しやすい環境づくり、相談・支援体制の強化に努めます。
- 子どもたちが性犯罪・性暴力の被害者にならないよう、児童・生徒に対する出前講座を強化する等、性被害の未然防止や対応、相談窓口等の周知に努めます。
- 性犯罪・性暴力被害者支援の充実を図るため、トラウマ等精神的被害に対応できる病院の確保等、連携・協力病院の充実・拡充に取り組みます。
- 「三重県性暴力の根絶をめざす条例」について、条例の趣旨や制定の背景などを広く県民に広報啓発することにより、性暴力に対する県民の理解促進、性暴力根絶に向けた気運醸成を図ることにより、社会が一体となって性暴力の根絶をめざします。

【②みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」の運営及び強化】

- 損害賠償請求に関する支援をするため、再提訴費用助成金と財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金の給付を行うとともに、会議・研修会等様々な機会を通じて、制度周知に努めます。

【⑨損害賠償請求に関する支援】

B 被害の早期回復・軽減のための支援

- 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金の速やかな給付を行うとともに、制度周知を図ります。

【①三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付】

- 各機関の窓口で被害者が被害に関することを繰り返し話さなければならぬ精神的苦痛を軽減するとともに、各機関の支援に関する情報を一元的に知ることのできるツールである犯罪被害にあわれた方のためのノート「灯り」や、市町職員を中心とした支援従事者の対応力を底上げするためのマニュアルとなる「三重県犯罪被害者等支援ハンドブック」の活用を促進し、犯罪被害者等への情報提供の充実と被害からの早期回復を図ります。

【⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービスの提供】

C 生活再建に対する支援

- 「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する協定」に基づいた支援制度について、会議・研修会等様々な機会を通じて、周知に取り組みます。

【④安全確保等のための民間賃貸住宅物件情報提供制度の運用】

- 犯罪被害者等に対する事業者の理解促進について、パンフレットを配布する機会や研修会等を積極的に活用しながら、継続した周知・啓発に取り組めます。

【⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進】

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

- 市町版「犯罪被害者等支援施策集」の策定に向けた市町への働きかけを強化し、市町役場内における対応窓口の機能強化やワンストップ支援体制の確立を図ります。
- 市町に対する支援内容のさらなる充実を働きかけ、地域による支援内容の不均衡是正に取り組めます。

【⑤市町の総合的窓口機能の強化】

- 県内で活動する自助グループについて、県ホームページ等で活動を紹介するほか、公共施設における展示機会を設けるなど、その活動の支援に取り組めます。

【⑥民間支援団体の活動への支援】

B 犯罪被害者等への理解の促進

- 県民の犯罪被害者等への理解を促進するため、「犯罪被害を考える週間」をはじめ、「犯罪被害を考える県民の集い」の開催や、商業施設での啓発活動、街頭啓発など、様々な機会を通じて各種広報啓発活動を推進するとともに、「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上に取り組めます。

【①「犯罪被害を考える週間」における広報啓発の実施】

- 犯罪被害者等の置かれる状況や「(公社)「みえ犯罪被害者総合支援センター」及び「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」等の相談窓口を県民へ幅広く周知するため、SNS等を活用し、年間通じた広報活動を実施します。

【②SNS等さまざまな広報媒体を活用した広報の強化】

- 市町や学校、事業者を対象とした出前講座に取り組み、条例の周知や犯罪被害者等支援の必要性について、県民の理解の促進を図ります。

【③犯罪被害者等への支援に関する出前講座の実施】

※【】は第二期推進計画の施策名

三重県犯罪被害者等支援推進計画 年次報告書（令和 7 年度）

令和 8（2026）年 9 月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514－8570 津市広明町 13 番地

電 話：059-224-2664

F A X：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

県 H P：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/ci400015131.htm>